

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年6月12日

旭川市議会

議長 安田 佳正 様

提出者 旭川市議会議員

金 谷 美奈子

塩 尻 英 明

高 橋 紀 博

高 木 ひろたか

中 野 ひろゆき

菅 原 範 明

木 下 雅 之

まじま 隆 英

石 川 厚 子

品 田 ときえ

高 花 えいこ

松 田 たくや

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

旭川市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 2 令和2年10月1日から令和3年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、同項中「80,000円」とあるのは、「60,000円」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。